

業務報酬基準・工事監理小委員会（第４回）議事要旨

日 時：平成１９年８月２２日（水）１３：３０～１５：３０

場 所：国土交通省合同庁舎３号館４階特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員

平野委員、古阪委員、牧村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、工事監理業務についての論点整理、業務報酬基準の見直しの方向性・実態調査について、説明があった。
- 委員より、以下の発言があった。

《工事監理業務に関して（標準業務内容）》

- 工事監理の中には、a)現場で設計図書と工事を確認する、b)（現場以外で）設計図書と施工図を確認する の２つがある。b)の施工図が設計図書通りにできているか確認するということが、実施設計とごちゃ混ぜにやられているものが多い。
- 告示１２０６号の「工事監理等」のうち、「（１）工事監理」の「①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」、「②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」は、設計者が行うべき業務（設計行為）である。これが、「工事監理等」とされていることが混乱の一因となっている。
- 一方、告示１２０６号の「工事監理等」のうち、「（１）工事監理」の「③工事の確認及び報告」、「④工事監理業務完了手続き」は建築士法に基づく狭義の工事監理であり、純粹の工事監理である。今回の見直しで、①、②と③、④を分ける必要がある。
- 第三者監理を前提に考えると、構造／設備設計一級建築士が設計する場合、①、②は設計者の業務と位置付けなければ、不都合が生じる（構造／設備設計一級建築士が工事監理を行わなければならない）。

《工事監理業務に関して（工事段階での設計）》

- いい建築を作るためには、工事施工段階での設計行為はありえるので、工事施工段階において設計行為はありえるという前提で考えるべき。

《工事監理業務に関して（工事監理のガイドライン）》

- 工事監理のモデル（マニュアル・ガイドライン）のようなものは、今回、是非、作成すべき。紛争等の規範・ルールとして機能することを期待。

《工事監理業務に関して（その他）》

- 工事監理はそもそも民民の契約。建築士法や行政が介入するのは基本的なルールに関するものに限定すべきであり、告示１２０６号も基本的なルールに過ぎない。これを規範に、実態の建築設計等の契約を行えばよいのであって、何から何までこれに従うものではない。
- そのうえで、基本的なルールとして、工事監理はあくまでも「きちんと確定された設計図書と工事を照合する」ことを告示１２０６号でも明確化すべき。
- 昭和５４年頃と現在では、施工図といっても随分その中身が変わっている部分もある。今般、標準業務を整理するにあたっては、図書の内容も整理する必要がある。
- 告示１２０６号の「工事監理等」のうち、「（２）工事の契約及び指導監督」の指導監督の文言は現在で状況では不適切に思う。今回修正を検討すべき。

《業務報酬見直しに関して》

- 業務量の算定は、人・日でなく、人・時で行うべき。
- 告示１２０６号の標準業務と四会の契約約款・委託契約書等との整合を図る場合には、四会では、数年の膨大な時間をかけ、細部にわたり、法律問題・事実問題・技術問題を整理して、議論した成果であることに留意する必要がある。決して、変えてはいけないというものではないが、これを変えるには、同様の詰めた議論を行う必要がある。
- 業務量の実態調査に際しては、今後活用される業務報酬基準であることから、本年６月施行の建築基準法の影響を踏まえたものとする必要。